

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1833

7 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 所得税の予定納税額の納付
通知期限…7月31日
- 2, 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月18日
- 3, 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 4, 6月分源泉所得税の納付
納期限…7月10日（6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合、1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付）
- 5, 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所得税）・法人住民税）
申告期限…7月31日
- 6, 2月、5月、8月、11月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日
- 7, 11月決算法人の中間申告（法人税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…7月31日
- 8, 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…7月31日

◎税務のニュース

政 府／3年連続で過去最高2022年度の税込
71兆円 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

社長所有の不動産を会社に貸付で節税

1. 会社にとってのメリット …3
 2. 社長個人にとってのメリット …4
 3. 不動産を貸すときは届出の提出期限に注意を …4
- 会社に貸して手持ちキャッシュを増やす方法
1. 社長の「自宅」を会社に貸す方法 …7
 2. 消費税の取り扱い …7
 3. 社長の「土地」を会社に貸して節税する方法 …8

■青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○為替手形

1. 手形とは何か …10
2. 為替手形とは …10
3. 為替手形の種類 …10

▽中小企業経営者のための経営・法律相談

◎任意調査 …12

□中小企業経営者のための仕訳の実例

◎普通預金の仕訳

1. 普通預金とは
- (1) 普通預金の定義・意味など …16
2. 普通預金の所得税法上の取り扱い
- (1) 普通預金の財務諸表における区分表示と表示科目 …18

税務のニュース

政
府

3年連続で過去最高 2022年度の税込71兆円

2022年度の国の一般会計の税収が前年度より約4兆円増え、71兆円強となる見通しであることが分かった。70兆円台に乗るのは初めてで、3年連続で過去最高を更新する。コロナ禍からの企業の業績回復のほか、物価高の影響が大きく、主要な3税である消費税、所得税、法人税がいずれも増える。

税収は2019年10月に消費税率を10%に引き上げた効果などで2020年度に60.8兆円と過去最高を記録、2021年度はそれを上回る67.0兆円だった。政府は2022年度の税収を68.3兆円と見込んでいたが、上振れする。

所得税は前年度の21兆円から増えて、22兆円台となる見通し。背景には物価高の影響がある。2022年度分の毎月勤労統計調査では、物価を考慮した働き手1人あたりの「実質賃金」は前年度比で1.8%減ったものの、「名目賃金」は1.9%増えた。物価高や人手不足を背景とした賃金の引き上げや、株主への配当増加などが所得税の増加につながったとみられる。

ふるさと納税の経費ルール見直し

総務省は、ふるさと納税について、寄付額の5割までとしている経費に、寄付金の受領証の発行費用などを加えると発表した。あわせて返礼品として認める地場産品の基準も見直す。寄付総額が増えるにつれ、これまで経費に含めていなかった費用もかさみ、実質的な経費が5割を超える事態も表面化してきたことから制度を改めた。

ふるさと納税は、自治体に寄付した金額のうち、2,000円を超えた分が翌年の住民

税や所得税から控除される。寄付者には返礼品が贈られ、実質的に2,000円で高価な特産品などをもらえる。2021年度の寄付総額は過去最高の8,302億円に上る。

総務省は、返礼品の調達にかかる費用の割合を寄付額の3割以下、送料や事務費なども含んだ経費の総額を5割以下とするルールを定めている。少なくとも半分以上は寄付を受けた自治体のために活用されるべきだとの考え方に基づくものだ。

ところが、5割ルールの対象とする経費のほかにも、総務省が把握していない費用が膨らんでいることが明らかになった。寄付金の受領証の発行や送付、住民税の控除に必要な情報の自治体間での共有にかかる費用など、主に寄付を受け取った後にかかる経費だ。このため、総務省は今回、こうした「隠れ経費」も対象に含め、報告を求めることにした。

2021年度の全自治体の経費率は、46.4%と既に高水準だ。隠れ経費を含めると、5割を超える自治体があることも明らかになっている。

総務省はあわせて、返礼品として認める地場産品の基準も見直した。加工や製造の主要部分を自治体内で行っていれば原則として認めるが、「熟成肉」と「精米」については、原材料についても同一の都道府県内産であることを求める。いずれも、「付加価値のある加工」がされたか見極めにくいためだという。

社長所有の不動産を 会社に貸付で節税

土地は、会社と個人、どちらで購入したほうがお得でしょうか。

社長個人が所有している不動産（賃貸物件、土地など）を「会社に賃貸する」ことで、節税が期待できます。

新たに事業用の建物や土地を購入する場合も、個人で購入して会社に貸し、会社が個人へ地代家賃を支払ったほうが、税金を抑えることができます。

会社で所有した場合、会社の経費となるのは、土地の税金、建物の減価償却費、借入金の利息、所有資産にかかる固定費などです。一方、社長が所有して「会社に貸す」ようにすれば、「会社が社長に支払う賃貸料」も経費として認められます。

他人から物件を借りた場合、支払い先は「外部」になりますが、社長から賃借した物件については、支払い先は「社長」なので、外部にお金を出さずに、社長の収入を増やすことができます。

また、会社で土地を所有すると、固定比率や固定長期適合率が高くなり、資金繰りが悪化。銀行の財務格付けが低くなります。土地を会社で持っても、社長個人で持っても、個人会社で持っても、実態は何も変わりません。

そこで今回は、社長個人の不動産を会社に賃貸して税金の額を少なくできる理由などについて考えていきたいと思います。

1. 会社にとってのメリット

◇収入の流出防止

第三者から会社が不動産を借りると、賃料は他人へとキャッシュアウトしてしまいます。

それが社長から借りるなら、同じキャッシュアウトでも、社長の収入になり、実質外部へのお金の流出を防げます。

内輪である社長の手元にお金が残るなら、これほど安心なことはありません。

◇更新を継続して続けられる

他人から不動産を借りると、貸主の都合で契約の解除ということもあります。それが社長個人の持ち物なら、更新を断られることはまずありません。

仮に、社長が契約を更新しない場合は、それ以上のメリットがあるときでしょう。賃貸契約を他人の都合に左右されることがなくなります。

◇契約更新トラブルの回避によるコストダウン

第三者から賃借を受けると、契約の更新を断られることがあります。

また、契約を更新せずに移転する際、よくトラブルになるのが原状回復の費用です。支払額が高かったり、保証金や敷金から充当されてしまったりという経験がある方は多いはずです。

社長個人の不動産であれば、契約更新を断るということはありません。また、仮に原状回復費が発生しても、それを収受するのは社長個人となります。原状回復を工務店に依頼すれば、これは個人の不動産所得にかかる経費計算の範囲内で処理することができます。

2. 社長個人にとってのメリット

◇自分の会社に貸しているという安心感

不動産を他人に貸すのは、

「家賃をちゃんと払ってくれるのか」

「借りてくれる人や会社はちゃんと契約を守ってくれるのか」

「退去してほしいとき、ちゃんと出て行ってくれるのか」

などなど、何かと心配の種が消えません。それが自分の会社が借主なら、そのような不安はありません。

孤独な社長は、日頃からさまざまな不安で悩まされるもの、一つでも不安要素を減らしておくのは経営全体にとってもメリットになるでしょう。

◇所得税の損益通算

所得税法では所得を、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、給与所得、退職所得、利子所得、配当所得、一時所得、雑所得の10種類に分けています。このうち「フジサンジョウ」と呼ばれる、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得に生じた赤字（損失）は他の所得から引くことができます。

これを「損益通算」といいます。

※ 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、次に掲げるような損失の金額は、その損失が生じなかったものとみなされ、他の各種所得の金額から控除することはできません。

(1) 別荘等の生活に通常必要でない資産の貸付けに係るもの

(2) 土地（土地の上に存する権利を含みます）を取得するために要した負債の利子に相当する部分の金額

(3) 一定の組合契約に基づいて営まれる事業から生じたもので、その組合の特定組合員に係るもの

例えば、社長の給与所得が1,000万円、不動産の赤字が200万円出れば、この場合の総所得金額は800万円となります。

このとき、給与から源泉徴収された所得税を戻してもらえる可能性があります。

※ 不動産所得が赤字の場合は、赤字のうち土地等を取得するために要した借入金利子部分は必要経費には算入できませんので注意が必要です。

また、会社への賃貸によって個人の収入を分散することも、節税につながる理由の一つです。

経営者は会社から役員報酬、すなわち給与所得を受け取っています。税法上、給与所得は、給与収入の額に応じ、一定の計算式に基づいて控除額が決まってしまいます。このとき、同じ額の収入を給与と家賃収入とに分けてもらえると、賃貸不動産の経費を計上することによって節税効果が生まれるのです。

例えば、賃貸不動産で修繕費が発生しその年の不動産収入が赤字となれば、給与所得の分と損益を合算して、給与所得にかけられた源泉所得税を戻してもらえる可能性があります。

不動産を貸さずに個人で使用した場合でも同じように修繕費はかかるのですから、節税になる可能性がある方を選択すべきでしょう。

◇青色申告特別控除の不動産所得への適用

青色申告者に対しては種々の特典がありますが、その一つに所得金額から最高65万円又は10万円を控除するという青色申告特別控除があります。

この65万円の控除を受けるための要件は、次のようになっています。

- (1) 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいること
- (2) これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳していること
- (3) (2)の記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、この控除の適用を受ける金額を記載して、法定申告期限内に提出すること

不動産所得は、その不動産貸付けが事業として行われているかどうかによって、所得金額の計算上の取扱いが異なる場合があります。

不動産の貸付けが事業として行われているかどうかについては、原則として社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断します。

ただし、建物の貸付けについては、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。

- (1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね10室以上であること
- (2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること

また、不動産所得を青色申告で行うと次のメリットがあります。

○青色申告特別控除

65万円と10万円の特別控除が利用できます。

○専従者控除

家族を従業員にして給料を支払った場合、その額を必要経費にすることができます。

○赤字の繰越し

不動産所得が赤字になった場合は、3年以内であれば赤字分を繰り越すことができます。

その赤字分は、黒字になった年にその課税所得から差し引ける、繰越控除を受けられます。

○少額減価償却資産の特例

30万円未満の資産であれば、毎年減価償却にせずに取得した年に全額経費にすることが可能です。

○貸倒れ損失の計上

回収できない賃貸料が発生した場合、貸倒損失もその年の必要経費として計上することができます。

◇相続税の財産評価額が低下

社長が個人的に所有している不動産を空屋にしていた場合には、相続税法上、建物は自用建物評価、土地は自用地評価となります。一方、会社に不動産を貸し付けている場合、貸家となることから、建物は貸家評価、その建物の敷地は貸家建付地評価となります。

貸家評価や貸家建付地評価は、自用建物評価や自用地評価と比べて評価額は減額されます。そのため、結果的に相続税の財産評価額を下げることになり、節税につながるのです。

3. 不動産を貸すときは届出の提出期限に注意を

社長が会社に不動産を貸して不動産所得が発生すれば、住所地の税務署は一定の届出をしなければなりません。特に、貸付を始めた年から適用を受けたい場合は、開始日から2か月以内（その年の1月15日以前に開始した場合は3月15日まで）に申請書を提出しなければ、適用は翌年までまたなければいけないので注意が必要です。

一方、貸借時に会社として行う手続きもあります。新規に事務所を設置するのであれば、税務署、県税事務所、市役所などに事業所設置の届出をします。元々社長の自宅を本店所在地として使用貸借をしていた場合などは、追加で届出をする必要はありません。

4. 高額な賃料設定は税務調査で問題になる恐れも

会社とオーナーである社長個人の取引には、「同族会社の行為計算の否認」という問題が出てきます。

一番のポイントは家賃です。

過度に高額な家賃設定は、法人の利益を減少させる結果となり税務調査でも問題となる恐れがあります。

近隣の似たような不動産賃料を参考にし、第三者から見て、妥当と思えるような家賃設定が必要です。

次は、社長の自宅と土地、それぞれを会社に貸して手持ちキャッシュを増やす方法についてみていきます。

1. 社長の「自宅」を会社に貸す方法

自宅を会社に貸す場合、賃貸と持ち家では、社長の不動産収入に対する税法上異なる点があります。

◇自宅が賃貸の場合

社長の自宅が賃貸の場合、物件の一部を会社に転貸という形になります。したがって、まず、家主さんに会社に転貸可能かどうか、確認を取っておかなくてはなりません。

会社から徴収した家賃は、そのまま家主さんに支払われますので、社長の収入として確定申告する必要はありません。

会社が負担する家賃は、賃貸物件の面積のうち、会社が使用する部分の割合で求めると合理的です。

例えば、15万円の家賃で、同じ面積の部屋が3部屋あり、その中の一部屋を事務所として使用していたなら、毎月の会社の負担は5万円ということになります。この額を、会社は経費として計上できます。

◇自宅が持ち家の場合

社長の持ち家を会社に貸す場合は、社長の不動産所得になりますので、確定申告が必要になります。確定申告にあたっては、会社の使用割合によって、次のものを経費として計上できます。

- ・固定資産税
- ・建物の減価償却費
- ・火災保険料
- ・借入の金利
- ・電気、水道代など

個人の持ち物の場合、社長の個人マネーで支払われることを考えれば、それだけでも社長の手取り収入が増えることがわかります。

ただし、社長個人が「住宅ローン控除」を受けている場合は、事業割合が2分の1を超えますと、ローン減税が受けられなくなったり、事業割合に応じて減税額が減ってしまいます。

2. 消費税の取り扱い

会社が消費税の課税取引業者に該当する場合、社長に支払った家賃は控除することができます。居住用の賃貸契約の場合、消費税の非課税取引になりますが、事業用の家賃であれば課税取引となります。

消費税の計算は

・納める消費税＝預かった消費税－仕入に支払った消費税
になります。

消費税の課税取引に該当するということは、それだけ納める消費税が少なくて済むということです。

2019年10月には、消費税が10%になることを考えたら、消費税の課税取引該当する意味は大きくなります。

一方、社長の不動産収入が1,000万以下なら、消費税課税事業者にならず、消費税を収めなくてもよいことになります。

ただし、賃貸借契約書で居住用として契約した物件を、借主が勝手に用途変更し賃貸人に伝えずに事業用として使用していた場合、原則として、貸主との間で契約変更をしない限りは、最初の契約通りに非課税取引になりますので注意が必要です。

3. 社長の「土地」を会社に貸して節税する方法

社長が個人で所有している土地に、会社名義の建物を建てているケースがあります。

会社が社長からタダで土地を借りている場合は、「使用貸借」となり、地代は無料ですので、節税にはなりません。

使用貸借として課税されないのは、大まかにいうと貸主が「個人」だからです。貸主が法人の場合は、使用料相当額の収入があったとして課税されます。そこで、無償返還方式という土地の借り方をするすることで、節税することができます。

4. 土地を貸す場合の4つのパターン

社長の土地を会社で借りるときのパターンには、次の4つがあります。

- ・使用貸借方式
- ・権利金方式
- ・相当の地代方式
- ・無償返還方式

それぞれの方式について解説していきます。

◇使用貸借

使用貸借契約とは、対価を支払わないで他人の物を借りて使用収益する契約をいいます。

土地を貸す対価として地代を受け取る場合でも、その地代の水準が、貸した土地の公租公課（主に固定資産税と都市計画税）に相当する金額以下の土地の貸借は、使用貸借契約となります。

使用貸借の場合、地代は無償ですから、経費も発生せず、節税にはなりません。

◇権利金方式

通常の土地取引の場合、建物の利用を目的とした土地の賃貸借契約を結ぶときは、借地権相当額の「権利金」を貸主に支払うことになります。

借地権は、借地借家法で強く守られた権利です。

いったん土地を借主に貸してしまうと、毎月のわずかな地代を支払うだけで、事実上借主のものようになってしまいます。それならそれに見合うだけの代金を頂戴しないと割に合わないということで、地代の他に借地権相当額の「権利金」を貸主に支払うわけです。

これは、社長と自分の会社の取引でも同じです。

社長個人の土地に、会社の建物を建てて地代を支払えば、借地権が発生し、それに伴う「権利金」を支払わなくてはならないのです。

もし、土地を借りた会社から権利金の支払いがないと、税務署も黙っていません。借地人である会社は、土地所有者から権利金に相当する金額の贈与を受けたとみなされ、「権利金の認定課税」をされます。

権利金の金額は、土地の更地価格の70%～90%ともなります。

権利金方式を選んだ場合、節税どころか、多額の資金が必要で、この方法は現実的ではありません。

◇相当の地代方式

この方法は、権利金の支払いをしない代わりに、それ相当の地代を支払うというものです。相当の地代の額とは、原則として、その土地の更地価額のおおむね年6%程度の金額です。仮に5,000万円の評価額なら、6%で300万円の支払いです。

たしかに、会社は経費になりますが、会社によっては資金繰りが苦しくなる場合もあるでしょう。

また、地代を受取った社長個人は、その分地代収入として確定申告せねばならず、トータルでの納税額が増えてしまえば元も子もありません。

◇無償返還方式

そこで使うのが、無償返還方式です。権利金も支払いもできない、相当の地代も支払えない、というときに使います。

この方法は、借主は土地を明け渡すときは、立ち退き料などを要求せず、無償で返還を約束するものです。それを税務署に届け出ることによって、権利金を支払わなくても、相当の地代を支払わなくても、また、それによる認定課税を受けなくて済むことができるのです。

この無償返還方式は、個人と個人の取引には適用できませんが、個人と法人では適用することができます。したがって、社長の土地を会社に貸してその上に建物を建てる場合でも、適用できます。

社長個人の側では、不動産所得として確定申告をする必要がありますが、土地の固定資産税は経費にすることができますので、大きな負担になることはないでしょう。

※ 利益を保証するものではありません。

なお、この方式を採用する場合は、「土地の無償返還に関する届出書」を遅滞なく、税務署に届ける必要があります。

確定申告用語集

○為替手形 | 振出人が支払人に対し、支払期日に受取人に手形に記載された金額を払うことを委託した証券

1. 手形とは何か

手形とは、「いつまでにいくらのお金を支払う」ことを約束するための有価証券を指します。

手形を利用した商品の売買をおこなった場合は、買い手が売り手に対して手形の振り出しをおこない、期日までに取り決められた金額を支払います。

2. 為替手形とは

為替手形とは、ある一定の期日において、指定の金額の支払い義務を表明する「手形」という仕組みを、三者間の取引における支払方法として制度化したものです。

三者間で為替手形を使って取引した場合、手形を発行した人は売掛金と買掛金を同時に打ち消せるため、債権を回収したり債務を支払ったりするプロセスを省略できます。

為替手形という取引において登場するのは、振出人、支払人、受取人です。

- ・振出人……手形を発行する人
- ・支払人……手形の券面金額を、指定の日付に支払う義務のある人
- ・受取人……指定の日付に手形の券面金額の受け取り権利を有する人

3. 為替手形の種類

為替手形は種類としては一つですが、その発行方法によって、以下の三種類に分類されます。その場合の違いは以下の通りです。

(1) 他人宛為替手形

本来の形式で発行する為替手形です。つまり、振出人が支払人に対して、受取人に対する支払い手段として、為替手形を発行します。受取人は、為替手形について、支払人からの引受をもって、振出人からの支払いを手形として受け取った形として処理します。

(2) 自己受為替手形

振出人が自分を受取人として発行する為替手形です。この場合、この為替手形は振出人・受取人の2名での契約となり、支払人による約束手形とほぼ同等の機能を有します。

後述しますが、この場合、為替手形に貼付する収入印紙は、受取人が負担するところがポイントです。

(3) 自己宛為替手形

振出人が自分を支払人として発行する為替手形です。この場合、この為替手形は自己受為替手形と同様に、支払人による約束手形とほぼ同等の機能となります。

この場合、約束手形と同様に、為替手形に貼付する収入印紙は支払人が負担することとなるため、約束手形との差異はほとんどありません。

3. 為替手形と約束手形の違い

為替手形と約束手形には、以下3点の違いがあります。

(1) 手形に携わる会社数

為替手形と約束手形とでは、手形に携わる会社数が異なります。基本的に約束手形は二者間の取り引きが、為替手形は三者間での取り引きが基本です。

(2) 支払担当者

約束手形では、手形を振り出した人と受取人に支払う人が同じです。一方、為替手形では、手形を振り出した人と支払いをおこなう企業が異なるという違いがあります。

(3) 利用される場面

約束手形と為替手形は、利用される場面が異なります。

約束手形は、近年一般的になっている「でんさい」や「振り込み」といった電子的決済において多く利用されています。その理由として、約束手形が二者間の取り引きとなっており、合意の調整に時間を要しないことが挙げられます。

一方、為替手形は、取り引きの決済手段というより、確実に取り立てをおこなう必要がある場合など、特別なケースに利用されるのが一般的です。例えば、上述した、手形の振出人と受取人が同じ自己受為替手形、手形の振出人と支払人が同じ「自己宛為替手形」などでは、為替手形が利用されます。

4. まとめ

企業間の支払手段として長い間使われてきた手形ですが、経済産業省は2026年を目途に利用を廃止する方針を決定しています。その背景としては、手形の流通量が少なくなっていることや支払期間が長期に渡ること、管理などの事務負荷やリスクが高いことなどが挙げられています。

振出人にとっては、支払いのキャッシュアウトが遅いほど資金繰りが楽になるでしょう。しかし、相手方には負担となります。一般に、現金でのやり取りでは「当月締め翌月末払い」が多く、支払サイトは30日程度です。手形の支払サイトは契約によってさまざまですが、現金より2～3倍程度長いと言われています。そのため、手形による取引は取引先企業に資金繰りの一部を負担させる弊害があると指摘されているのです。今後の法改正や検討会の提言などをよくチェックしながら、決済手段を考えていくことが重要となるでしょう。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

任意調査

事 例

先日突然、税務署から「税務調査を行いたいのですが、日程はいつがいいですか」と連絡があり、初めてのことでとても不安です。



◇アドバイス◇

事業を営む法人や個人には、税務署から税務調査の連絡が来ることがあります。「税務調査」という言葉は知っていても、何をするのかはよくわからないのではないのでしょうか。必要以上に恐れることはありませんが、事前の備えは重要です。

◆◇解

説◇◆

税務署から「税務調査を行いたいのですが、日程はいつがいいですか」と事前連絡があるのが『事前通知のある税務調査』です。なかなか連絡が取れず、突然税務調査官が事業所や自宅に直接やってくることもあります。それでも、納税者が不在の場合は、ポストに「折り返し連絡をするように」といった趣旨の文書を残します。

「無視しつづければ回避できる」といった書き込みも目にしますが、基本的には回避できません。意図的に無視すればその分、心象が悪くなりご自身にとってマイナスの結果になり兼ねないので連絡があった場合は誠意をもって対応しましょう。調査日などは「税理士に相談したい」と伝えれば猶予をもらえますので、余裕をもって対応しましょう。

税務調査には、強制調査と任意調査の2つがあります。それぞれの特徴は以下のとおりです。

◇強制調査

国税局査察部が裁判所の令状を持って、強制的に行う税務調査です。脱税の疑いがある納税者が対象で、「脱税額が1億円を超える」「脱税の隠蔽工作が悪

質」といった場合に実施されます。強制調査の場合、納税者は税務調査を拒否できません。

◇任意調査

脱税の疑いがない、多くの法人・個人が対象の税務調査です。任意調査は税務署から電話で訪問日時などの連絡が入るため、突然訪問されることはありません。電話での事前通知が困難な場合は、通知書が届きます。

調査官（税務署の職員）には「質問検査権」が認められており、正当な理由なく帳簿書類の提示などの要求に応じない場合には罰則があります。

◇税務調査の始まり方

通常行われる税務調査である「任意調査」の場合、2通りの始まり方があります。

一つは、税務署から事前に電話が入るケース。もう一つは、突然税務署が来るケースです。

「任意調査」であっても、アポ無しで税務署は来ます。

納税者の協力のもとに行う「任意調査」であるにも関わらず、アポ無しで来て、実際には断ることもできないので「どこが任意？」と思ってしまいますが、これが現実です。

では、どのようなときに「アポ無し調査」が入るのでしょうか。

可能性として高いのが、飲食店のような「現金商売」をしている会社や、大きな利益を出している会社、脱税の証拠を握られている会社などです。

こういった状況の会社は、明日突然税務署が来るかもしれません。

これは「脅し」ではなくて、本当にです（事前通知事項の明確化などの税務調査改正がありました、が、「アポ無し調査」はいまだあります）。

もし「アポ無し調査」に来たら、まず税務署職員を中に入れる前に顧問税理士さんに電話を入れましょう。

そして、顧問税理士さんに税務署職員の対応を任せるのが一番です。

顧問税理士さんなら、いったん税務署を引き下がらせるか、税理士さんが到着するまで中に入れないよう取り計らうはずです。

そして、税理士さん立会いのもと税務調査を始めるのが一番良い方法だと思います。

税務署から事前に電話が入るケースは、どのようなのでしょうか。

顧問税理士さんが「税務代理権限書」を税務署に出していれば、原則、会社に電話が事前にかかってくる。

ただ、税務調査の改正前は、「税務代理権限証書」を出している場合には、顧問税理士さんに電話が先にかかってくるでしたが、税務代理権限証書を提出している場合でも、アポなし調査をされるケースは少なくないようです。

税務署からの電話で、事前に通知される事項が、税務調査改正により明文化されています。

・事前通知事項

- 1 実地調査を行う旨
- 2 調査の日時、場所、目的、税目、期間、帳簿書類
- 3 調査の対象者である納税者の使命及び住所等
- 4 調査を行う税務職員の氏名及び所轄税務署
- 5 調査開始の日時 等

まずは、日程の調整が始まります。税務署が「何月何日に調査をしたい」と言ってきますので、その日程で問題がなければ税務調査の日付が決定します。

ですが、税務署の言ってきた日程に不都合があるときは、遠慮なく変更を言ってください。日程については税務署もかなり配慮してくれます。

税務調査は通常は2日、たまに1日で終わるときもあるようです。

調査する資料の量や問題点の有無などによるのですが、2日間とっておくほうが無難です。その他事前通知事項の報告がない場合には、こちら側から積極的に聞いてください。

◇税務調査当日～1日目～

税務署の担当調査官は、朝10時ぴったりに来ます。

1日目は、大体午前中を使って会社の概要について質問されます。

調査官によって質問される事項はばらばらですが、概ね次のようなことが質問されます。

- ・ 会社の組織の仕組み
- ・ 従業員の数
- ・ 最近の業界の状況
- ・ 売上について営業から受注、納品、入金までの具体的な流れ
- ・ 売上の金額の決め方
- ・ 売上はどのようなタイミングで計上しているか
- ・ 売上に関する帳票はどういったものがあるか
- ・ 入金振込みだけか、現金回収もあるのか
- ・ 売上の締め日はいつか、入金までの期間は
- ・ 給料の締め日はいつか、支払い日はいつか
- ・ 会社を起す前は何をしていたか
- ・ 社長の趣味は etc.

特に「どうやって受注し、どうやって商品やサービスを提供し、どうやって入金されるか」といったお金の流れは深く質問されます。

なかには、社長の趣味なども深く聞いてくる調査官もいます。

そこでうっかり答えると、調査のときに趣味の費用が経費に入っていないか、なども調査されますので注意しましょう。

そして、概況調査が終わると、実際の帳簿の調査に移ります。

全てが怪しいと思っているわけではなさそうですが、怪しいと思ったところは、調査官はドンドンコピーを取ります。報告義務があるということですね。

12時になると、いったん調査は中断します。

ちなみに、昼食の用意などはしなくて大丈夫です。仮に出しても、断って食べないことが大半です。税務署の中でそういった決まりもあるようです。

13時から調査再開、16時ころまで調査は続きます。

16時ころになると1日目の調査で問題となった箇所や、2日目までに用意して欲しい資料などの打ち合わせがあります。

それが終われば1日目は終了です。

◇税務調査当日～2日目～

2日目。

また10時ピッタリに、調査官は現れます。

1日目に出ていた宿題の回答をし、それが終わればまた調査が続きます。2日目も基本的には16時ころまで調査が続きます。

16時になれば、2日間の調査内容について報告があります。

「〇〇と〇〇は問題がありますね」と言った具合です。

ですが、その場で「〇〇〇円納めてください」という話にはなかなかありません。

いったん税務署に持ち帰って、調査官が上司に報告したのちに「否認事項」が決定します。

現地調査は予定の日数で終了しますが、追加で書類の提出を求められる場合もあります。この場合には、速やかに対応しましょう。

調査の内容にもよりますが、調査の日から1週間～1か月くらいで「否認事項」の知らせがあります。

それに納得すれば、「修正申告書」を作って税務署に提出し、追徴税額を納めて税務調査終了となります。

納得がいかない場合には、税務署と一旦協議することになりますが、それでも認められずに修正申告をしない場合には、税務署から「更正」処分、すなわち一方的に税額を修正されます。この更正処分に不服がある場合には税務署長に対して異議申し立てを行うことになります。

もし、否認事項なし、つまり「是認」ならば修正申告書を提出する必要はなく、無事税務調査の終了となります。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎普通預金の仕訳

1. 普通預金とは

(1) 普通預金勘定の定義・意味など

顧客が自由に預け入れ、払出しのできる預金で、要求払預金的一种。きわめて簡便であるから一般大衆の家計用・貯蓄用の預金として、あるいは当座預金取引のない中小企業が営業用出納預金として広く利用しており、大企業が一時的な余裕資金を運用するために使うこともある。また、近年行われるようになった給与振込制度や各種公共料金の支払いをするための口座振替などにもこの普通預金口座が利用されている。

この普通預金には、利用者の便宜を考慮して同一金融機関の本支店全店で預け入れ、払戻しができるもの（全店払普通預金）、さらにカードを利用して提携金融機関とも取引できるものがあり、この普通預金を基本にして定期預金、口座振替、貸付など総合的に利用できる総合口座も普及している。

(2) 法人・個人の別

◇法人・個人

普通預金は法人・個人で使われる勘定科目である。

(3) 普通預金の目的・役割・意義・機能・作用など

◇決済機能

普通預金や当座預金は金利が低く（当座預金には金利がつかない）、資産運用目的には不向きである。

「決済機能」というお金を瞬間移動させて遠くに送ることができる特典がついているために、金利が低くなっているといえる。しかし、金利が低いかわりに、普通預金・当座預金には決済（振込・振替）機能があるので、財布代わりとして利用するのに便利である。

例えば、キャッシュカードにより、CD機で引き出し・預け入れができる。また、ATM機等で振込みもできるとともに、口座振替（自動引落とし）を利用すれば、電気料金や電話料金など各種の定期的な支払いにも便利である。

なお、簡単に口座開設できる。

(4) 普通預金の分類・種類

◇総合口座

総合口座とは、一冊の通帳で普通預金とともに定期預金を預けることができ、自動振替などによって普通預金の残高が不足した場合、定期預金を担保に自動的に貸付が行われるものをいう。

◇決済用普通預金（ペイオフ）

決済用普通預金（ペイオフ）は、金融機関によっては「普通預金（無利息型）」や「無利息型普通預金」とも呼ばれ、預金保険法が定める「無利息、要求払い（随時払い戻しができること）、決済サービス（口座振替等）が提供可能なこと」という3要件を満たした普通預金をいう。これは、2005年4月のペイオフ解禁の範囲拡大後に導入されたもので、現在、預金保険制度により全額保護される。

一般に決済用普通預金は、新規に作成することもできるし、また既存の普通預金口座から「普通預金に関する無利息特約」を付けることで口座番号を変えずに移行することもできる。

なお、本預金は、通常の普通預金と同様、いつでも預入れや引出しが自由にでき、また公共料金等の自動引落としや給与・年金等の自動振込み、株式の配当金や投資信託の収益分配金等の自動受取りなどの機能もある。

流動性の高い決済用の預金には、無利子のかわりに、金融機関が破綻しても全額保証するというものである。

(5) 普通預金の位置づけ・体系（上位概念等）

◇預金

金融法制上、預金取扱金融機関のうち、普通銀行（都市銀行・地方銀行など）と協同組織金融機関の一部（信用共同組合・信用金庫・労働金庫）については「預金」、協同組織金融機関の一部（農業協同組合と漁業協同組合）とゆうちょ銀行については「貯金」という用語が使用されている。ただし、両者の性質は同じである。

預金（広義）には、次のような種類がある。

- ・ 預貯金
 - ・ 預金（狭義）…普通銀行・信用共同組合・信用金庫・労働金庫
 - ・ 当座預金
 - ・ 普通預金
 - ・ 定期預金
 - ・ 定期積金
 - ・ 貯蓄預金
 - ・ 通知預金
 - ・ 別段預金
 - ・ 納税準備預金
 - ・ 外貨預金
 - ・ 譲渡性預金

(3) 普通預金の管理

◇補助科目の作成等

複数の普通預金を利用している場合は、銀行口座ごとに勘定科目を設定するか（〇〇銀行普通預金）、通帳別に補助科目を作成して管理する。

(4) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 預金を預け入れたとき、または定期預金より振り替えたとき

例題 手元現金10,000円を普通預金に預け入れた。

普通預金	10,000	現金	10,000
------	--------	----	--------

2 売掛金の割引入金があったとき

例題 T社に商品10,000円を30日掛売した。ただし、10日以内に入金したとき2%割引の条件で販売し、8日目に普通預金に振込を受けた。

普通預金	9,800	売掛金	10,000
売上割引	200		

3 現金不足で普通預金を引き出したとき

例題 手元現金が30,000円不足し、普通預金を取り崩した。

現金	30,000	普通預金	30,000
----	--------	------	--------

4 受取利息を入金したとき

例題 銀行より預金利息500円が普通預金に入金されたとの連絡を受けた。源泉所得税15%、地方税利子割5%差し引かれている。

普通預金	500	受取利息	625
法人税等	125		

5 定期預金への振替えを行ったとき

例題 普通預金より50,000円を定期預金にした。

定期預金	50,000	普通預金	50,000
------	--------	------	--------

4. 普通預金の税務・税法・税制上の取り扱い

消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

◇不課税取引（課税対象外）

消費税法上、普通預金は不課税取引として消費税の課税対象外である。